

# 行政相談週間

秘書広報室 内線246

## 10月15日(月)～21日(日)

「行政相談制度」は、皆さんからのご意見やご要望をお聴きし、国の行政機関などの業務に役立てるための制度です。

総務省では、この制度を広く知ってもらい、国民の皆さんに利用していただくため、『行政相談週間』を定めました。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けて、皆さんの相談相手として、相談者に必要な助言や解決の促進をお手伝いします。

道路、年金、役所の窓口対応など、国の行政に対するどのようなことでも結構です。相談は、口頭、



電話、手紙、いずれの方法でも結構です。また、相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

湯河原町の「行政相談委員」は、次のお二人です。



かみなが しげる  
神永 繁さん  
☎(62)5094



きだしげお  
貴田茂男さん  
☎(62)5785

町では、毎月10日(宮下会館)と20日(文化福祉会館)の午後1時から午後4時まで、行政相談委員・民生委員・人権擁護委員が「心配ごと行政相談」を行っています。

行政相談週間  
配偶者暴力防止

# 配偶者暴力防止法の改正について

県人権男女共同参画課 ☎045-210-3640

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

改正の主な内容

保護命令制度の拡充

1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

2 電話等を禁止する保護命令

3 被害者の親族等への接近禁止命令

市町村基本計画の策定の努力義務

配偶者暴力相談支援センターに関する改正

裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

詳しくは、神奈川県県民部人権男女共同参画課

(☎045-210-3640)まで。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。

STOP THE 暴力



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク